

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6-6・6-7会議室

○議事日程

令和2年1月7日（火曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 地目が田・畑であって現況が森林である土地の保安林指定について

○出席委員（18名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君
8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君	10番 杉山 徳成 君
11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君	13番 安田 孝義 君
14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君	16番 野村 茂 君
17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君	19番 岩田 幸子 君

○欠席委員（1名）

7番 片岡 篤夫 君

○委員以外の出席者

産業経済部長	横山 伸治 君	農業委員会事務局長	長尾 成広 君
農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君	農業委員会事務局係長	小森 康司 君
農業委員会事務局主事	前田 有美 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）ただ今より農業委員会を始めさせていただきます。初めに、市民憲章のご唱和をお願いいたします。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂君）みなさん、明けましておめでとうございます。年末年始とも穏やかな天候でありましたが、皆様方におかれましては令和初の新春を団らんの中で迎えられたと思います。

さて、昨年ですが平成から令和に代わりまして、農業関係につきましては一昨年の9月9日に豚コレラが関市で発生しました。現在廃ってはいるようですが、終息まではいっていないということです。最近では養豚農家での豚コレラ発生やイノシシの豚コレラ発生と言うことは年明けからは聞いておりませんが、大変な出来事でありました。

昨年、県の会議に出席し、県から豚コレラについて話がありました。その話について説明させていただきます。発生前の県下での養豚農家が38農家ありまして、11万6千頭の豚が飼育されていたそうです。一昨年の9月9日に豚コレラが発生し、昨年の12月15日までの内、殺処分が7万頭、全体の60パーセントが豚コレラにより殺処分されたと言うことです。

イノシシにつきましては千頭に達したと言うことを報じられまして、県の調べによりますと、12月15日現在でイノシシへの豚コレラ感染が1,113頭と言うことです。豚コレラにつきましては大きな課題として、岐阜県が防止に向けて取り組まれて行くと言うことです。豚コレラと言う呼び方は非常に呼び方が悪いと言うことで、CSFと言う呼び方になるそうです。豚コレラも終息していないところで、まだ懸念されているのが、アフリカ豚コレラです。ASFと言うことですが、今後、国内に入ってくるのが懸念されております。

今年ですと報道で報じられているようにオリンピックが後200日と言うことです。オリンピックが済みますと衆議院議員の解散が報じられております。こう言ったことで今年はスポーツ、政治と大きな動きのある年かなと思っております。

また、一番身近なことでは、私たち農業委員の任期が7月19日までとなっております。あと、7ヶ月程ですが皆様のご尽力をいただきまして、農業委員会がスムーズに行われます事をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）続きまして、産業経済部長の横山がご挨拶申し上げます。

○産業経済部長（横山伸治君）明けましておめでとうございます。会長から年末年始の話がありましたが、今年、市役所ではカレンダーの関係で休みが9日間ありました。通常なら12月29日から1月3日までの6日間ですが、土日の巡りあわせで9日間の休みとなりました。市役所だけではなく全国的な傾向ですが、働き方改革と言うことで関市役所も仕事納め式が昔は12月28日でしたが、仕事納め式だけが、12月25日にありました。市役所自体は開庁しておりますが職員が交代で休みが取れるようにと言うことで、交代で長期休暇を取り、休暇中の職員の仕事を覚えると言う事でありました。

私も27日に休みを取りまして、10連休をいただきました。6日間と10連休も感覚的にはバタバタして終わってしまったと言う感じで、最後の二日の日にのんびり家にいたと言うことで、あとは年末の掃除などで終わってしまいました。

去年の5月に60歳を迎え、還暦で厄年と言うこともあり、年末に家の掃除や、洗車をしていたら、後ろタイヤの空気が少ないと思い、空気を入れにガソリンスタンドに行き、調べもらったら案の定パンクしておりまして、直してくださいと言ったらもう直らないですと言われました。要するにタイヤの接地面ではなく、横の面の部分でありまして、タイヤを買ってくださいと言う事で一つだけ買ってほしいと思い、4本全部変えたら結構な出費になりました。それが30日の夕方でした。31日明けたら、物を食べていたところ、何か固いものがありまして、歯が抜けてしまいました。タイヤもそうですし、歯医者さんもそうですが、年末年始やっていないので結局お正月は歯が1本無い状態で、今もまだ歯医者さんに予約が取れていないので歯が抜けているままとなっています。そうして落ち込んでいたら、自分の背後ですごい音がしたので見たら、25年か30年くらい前から掛けてある丸い掛け時計が落ちてきました。文字盤の所がガラスでしたのでそれが勢いよく割れてしまいまして、なぜこの時期にと言うことが年末にありました。なので、厄年が年末に全部終わっ

たのだ、年が明ければいいことがあるぞと勝手に思っておりました。

余分な話でしたが、会長さんもおっしゃったように今年はスポーツイベントの多い年であります。関市ではオリンピックの話ですと、コートジボワールが関市でキャンプをすると言う事です。なじみのない国でしたが西アフリカに位置する国で陸上がある程度強いと言う事です。去年はラグビーの世界カップで南アフリカが関市でキャンプを張っていただき、優勝すると言うこの上ないストーリーがありました。

それから市制が70周年、合併して15年の節目の年となります。70周年と言う事で、関市も70の記念事業を計画しております。私も70の事業の細かい事を知りませんが、70の事業を行うと言うことです。合併も15年になり、節目になると言う事で市・町が一緒になったのを改めて親交を重ねていく年ではないかなと思っております。

個人的な話ですが、60歳ですので今年の3月で退職となりご無礼をさせていただきますが、この先もどこかで皆さんと顔を合わせる事になりますので、その時にはよろしく願いいたします。

いろいろと雑談をしましたが、本年が皆様にとって良い年になりますように願ひまして、私の挨拶とさせていただきます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）つづきまして、12月に職員の補充がありました事務局長より簡単に紹介をさせていただきます。

○事務局長（長尾成広君）皆さんおめでとうございます。今年もよろしくお願ひします。事務局から話がありましたが、11月に現副市長である山下さんが退職されまして職員が欠員になっていた所に、12月19日付で前田有美さんが農業委員会の職員として来ていただきました。挨拶をお願いします。

○事務局主事（前田有美君）前田有美と申します。よろしくお願ひします。

○事務局長（長尾成広君）前田さんは子供が小さいため時間短縮の勤務となります。いろいろとお世話になりますがよろしくお願ひします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）本日の欠席委員の報告をさせていただきます。7番片岡委員1名が欠席でございます。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数以上の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。8番森委員、9番八木委員のお二人をお願いします。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、下迫間公民館の西北西約320mに位置する農用地区域外にある登記地目田、現況地目畑、155㎡。下迫間公民館の西北西約330mに位置する農用地区域外にある田、11㎡。下迫間公民館の西南西約470mに位置する農用地区域外にある畑、33㎡。下迫間公民館の北北西約55mに位置する農用地区域内にある田、798㎡。下迫間公民館の北北西約540mに位置する農用地区域内にある田、753㎡。5筆、合計1,750㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業経営の拡大を図るもの。譲渡人は高齢になり、管理が困難であるため譲受人の要望に応えるものです。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、千疋体育館の東約150mに位置する農用地区域内にある田、3,183㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業経営拡大のため、申請地を譲り受けるもの。譲渡人は高齢により、管理が困難であるため譲受人の要望に応えるものです。

3番の案件 議案は2ページ、位置図は3ページになります。申請地は、JAめぐみの美濃農業サポートセンターの西約100mに位置する農用地区域内にある田、299㎡。申請の目的は所有権移転です。

譲受人は、申請地の隣地に農地を所有しており、一体的に耕作し農業経営の拡大を図ると言うもの。

譲渡人は譲受人の要望に応えるものです。

すべての案件について、12月17日と12月18日に現地確認をした結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの3件についてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第1号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）発言がありませんので、第1号議案について質疑を行います。質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第1号について原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第1号の3件を許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は、3ページからになります。

1番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、東田原公民館の北約450mに位置する登記地目畑、現況地目宅地、198㎡の内146.81㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅、農業用倉庫です。

申請人は隣地に居住しているが、家族が増え手狭になったことや、農機具を保管する場所が不足してきたため、一般個人住宅と農業用倉庫を建築すると言うものです。

12月17日に現地確認をしたところ、平成9年頃から宅地として利用しているため、始末書が添付されています。

申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。既存施設の2分の1以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準をみたくものと考えます。

2番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は中公民センターの北西約260㎡に位置する登記地目畑、現況地目雑種地、76㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用目的は貸駐車場です。

申請者は、申請地の隣にあるカラオケ店から従業員用の駐車場として利用したいとの要望があり、貸すことにしたと言うものです。

12月18日に現地確認をしたところ、平成28年頃から雑種地として利用しており始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は中公民センターの北西約250㎡に位置する登記地目畑、現況地目宅地、17㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用目的は貸駐車場です。

理由は2番の案件と同様です。

12月18日に現地確認をしたところ、平成28年頃から駐車場として利用しており始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件 議案は4ページ、位置図は7ページになります。申請地は下有知南部公民センターの南約90㎡に位置する登記地目畑、現況地目宅地一部畑、1,060㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用目的は刃物加工業工場、作業場兼倉庫、一般個人住宅です。

申請者は工場を経営しており、申請地に刃物加工業工場、作業場兼倉庫、一般個人住宅を建築すると言うものです。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

1月18日に現地確認をしたところ、昭和48年頃に一部宅地となっており、始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

以上、4件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある議員さんは挙手にて発言をお願いします。

○15番（土屋尊史君）2番と3番の案件についてですが、土地的には2番と3番が地目的には繋がっているのですが、位置図には土地と土地の間に空白の部分があるのですが、筆が違うと言う事ですか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）筆が違います。

○15番（土屋尊史君）ここは前に申請がしてあると聞いているのですが。私もここに行ったことがあるのですが全部埋め立てがしてありまして、前にも何か出ていたような気がするのですが。

○事務局課長補佐（小石隆之君）この方の農家台帳を見ますと、この2筆だけが理由は分からないのですが農地のまま残っています。農業委員会としては実際、駐車場となっている所については農地転用をして下さいと言うことで、きれいにしてもらったと言う事です。

○15番（土屋尊史君）この真ん中に入っている所が、普通であれば、1があり、2が飛んで3になるのは分かるのですが、入口で道としてカラオケ部分の一体の土地であるのか、どうなのですか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）公図上は細かい所まで全て筆が分かれています。151の1は地目が宅地としてありまして、151の1はへんな公図の切り方がしてありまして、道路に接道されているのです。両脇だけが農地として残っていたのです。

○15番（土屋尊史君）分かりました。ありがとうございました。

○議長（野村茂君）他に質疑のある議員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第2号の4件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することとします。

続きまして議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）申し訳ありませんが、議案の修正をお願いします。議案12ページ。18番の転用理由を資材置場から駐車場へ修正をお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は5ページからになります。

1番の案件 位置図は8ページになります。申請地は中濃保育園の北東約120㎡に位置する畑、390㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。

譲受人は現在の住まいが手狭になってきたため、申請地に個人住宅を建築するというもの。譲受人は周辺が住宅化され、農地の管理が難しくなってきたため、譲受人の要望に応えると言うものです。

1月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は9ページになります。申請地は東新公民センターの北東約140㎡に位置する田、2筆358㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は父から土地を無償で借り受け住宅を建築するというもの。使用貸人は子の要望に応えるというものです。

1 2月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は10ページ、11ページになります。申請地は富岡小学校の西約550mに位置する田、293㎡。従前地の面積、492㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は現在賃貸住宅に住んでいるが、義理の父の土地を借り一般住宅を建築するというもの。使用貸人は子供の家族のため、無償で貸与するというものです。

1 2月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件 議案は6ページ、7ページ、位置図は12ページになります。申請地は富岡公民センターの南東約160mに位置する田、6筆8, 171㎡。農地の区分は農振農用地です。転用の目的は砂利採取の一時転用です。

借受人は砂利採取業を行っている会社で、申請地を賃貸借により借り受けて砂利採取を行うというもの。貸付人らは借受人の申し出に応じ、貸すというものです。砂利採取の期間は許可日より18ヶ月となっております。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

1 2月17日に現地確認をした結果、田で農地性ありと確認しております。申請は農振農用地ですが、一般的な利用であり農地への復元が誓約されているため、転用はやむを得ないものと判断します。

本案件は砂利採取法第16条に基づく許可が必要であります。

5番の案件 位置図は13ページになります。申請地は島集会所の北東約170mに位置する登記地目田、現況地目畑、219㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

使用借人は実家の隣地にある祖父の土地を借り、一般住宅を建築するというもの。使用貸人は高齢で農作業をすることが困難であるため、無償で申請地を貸与するというものです。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

1 2月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

6番の案件 議案は6ページ、位置図は14ページになります。申請地は大杉公民館の西約50mに位置する畑、262㎡。農地の区分は住宅、事業施設、公共・公益施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人は現在アパート住まいであり、家族が増えたため申請地に住宅を建築するというもの。譲渡人は兼業農家であり、多忙で耕作ができないため譲渡人の要望に応えるというものです。

1 2月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は15ページになります。申請地は大杉公民館の東約130mに位置する登記地目畑、現況地目雑種地、2筆71㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅、車庫・物置です。

譲受人は申請地の隣地に居住しているが、駐車場が不足していること、長年の生活で荷物が増え置く場所がないため、物置を建築するというものです。譲渡人は譲受人家族の住環境と生活基盤の安定拡充に寄与したいというものです。

1 2月17日に現地確認をしたところ、平成5年頃に雑種地となっております。始末書が添付されています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成すること

が出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は16ページになります。申請地は東田原公民館の北約440mに位置する登記地目畑、現況地目宅地、48㎡。農地の区分は概ね10ha以上の一団の農地区域の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅、物置です。

譲受人は家族が増え、荷物を置く場所が必要となってきたことから、物置を建築したいと言うもの。譲渡人は譲受人家族の住環境と生活基盤の安定拡充に寄与したいと言うものです。

12月17日に現地確認をしたところ、平成26年頃から住宅として使用しており、始末書が添付されています。

申請地は第1種農地であるため、原則不許可であります。既存施設の2分の1以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。構造

9番の案件 議案は9ページ、位置図は17ページになります。申請地は関市小野構造改善センターの東北東約12mに位置する畑、297㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は寺院駐車場です。

譲受人である寺院は現在駐車場が狭く、行事がある時に周辺住民に迷惑をかけている状況であり、申請地を駐車場として利用したいと言うもの。譲渡人は住職であり協力すると言うものです。

12月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は18ページになります。申請地は関郵便局の南約330mに位置する田、899㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は貸駐車場です。

譲受人は水道工事業を営んでおり、隣接地に事務所があるため従業員の駐車場及び、事業用車両の駐車場として利用したいと言うもの。譲渡人は自分の経営する会社へ駐車場として貸したいと言うものです。

12月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は19ページになります。申請地は赤尾公民館の東南東約210mに位置する田、371㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人は現在隣地にある離れで生活しているが、家族も増えたため自己住宅を建築すると言うもの。譲渡人は本業が忙しく、耕作をすることが困難なことから子の要望に応えると言うものです。

12月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

12番の案件 議案は10ページ、位置図は20ページになります。申請地は関市役所の南南東約230mに位置する登記地目畑、現況地目畑一部雑種地、845㎡の内171.41㎡。

農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は分譲住宅です。

賃貸人は賃借人より申請地の一部を借り受け、定期借地権付住宅用地として利用したいと言うものです。

12月18日に現地確認をしたところ、平成20年頃から一部雑種地として使用しており、始末書が添付されています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

13番の案件 位置図は21ページになります。申請地は緑ヶ丘中学校の東約270mに位置する登記地目田、現況地目畑一部雑種地、295㎡。登記地目雑種地、現況地目畑、45㎡。2筆合計340㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。

譲受人は現在のアパートが手狭になり、申請地に住宅を建築すると言うもの。譲渡人は譲受人の申し出に応じると言うものです。

当申請地は平成8年に5条許可が出ており、一部雑種地となっております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

なお、事変1番と同時許可案件です。

14番の案件 議案は10ページ、11ページ、位置図は22ページになります。申請地は緑ヶ丘中学校の東南東約370mに位置する田、3筆2,660㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は分譲住宅です。

譲受人は申請地の近隣に住宅や公益施設があり、分譲地として適しているため分譲住宅を建築したいと言うもの。譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

12月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

15番の案件 位置図は23ページになります。申請地は関警察署の北約30メートルに位置する田、342㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人は家族のための家を持ちたく、自宅を建築したいと言うもの。譲渡人は家族の世話などで農業を続けることが困難であり、譲受人の要望に応えると言うものです。

12月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

16番の案件 位置図は24ページになります。申請地は赤土坂公民センターの東北東約470mに位置する登記地目畑、現況地目畑一部雑種地、708㎡の内354.19㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅及び進入路です。

使用借人は義理の父から土地を借り、自己住宅を建築したいと言うもの。使用貸人は子の家族のために協力をするとするものものです。

12月18日に現地確認をしたところ、一部農地性がない土地が見受けられたため、始末書を提出するよう依頼中です。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

17番の案件 議案は12ページ、位置図は25ページになります。申請地は広見公民センターの北東約450mに位置する田、2,860㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は建築業資材置場です。

譲受人は建設業を営んでいるが資材置場が不足してきたことから、申請地を資材置場として利用したいと言うもの。譲渡人は高齢のため農業を縮小したいこともあり、譲受人の要望に応えると言うものです。

12月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

18番の案件 位置図は26ページになります。申請地は岐阜県魚苗センターの北約350mに位置する田、342㎡。農地の区分は概ね10ha以上の一団の農地区域の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は合成繊維原料加工業駐車場です。

譲受人は申請地を従業員の駐車場として利用したいと言うもの。譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。

12月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第1種農地であるため原則不許可であります。既存施設の2分の1以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

19番の案件 位置図は27ページになります。申請地は上之保浄化センターの北約210mに

位置する田、589㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は建築業駐車場です。

賃借人は申請地を借り受け、会社の駐車場として利用したいと言うもの。賃貸人は体力的にも困難なため、賃借人の要望に応えると言うものです。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

12月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

20番の案件 議案は13ページ、位置図は28ページになります。申請地は旧上之保中学校の南約550mに位置する畑、68㎡。農地の区分は中山間地域等の未整備の小規模農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅、庭です。

譲受人は隣接地とその上にある建物を購入したが、この土地だけでは手狭であることから、庭として利用したいと言うもの。譲渡人は居住地が遠方なことから、農地として管理することが困難であることから、譲受人の要望に応えるものです。

12月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

21番の案件 位置図は29ページになります。申請地は武芸川浄化センターの北約160mに位置する田、1,922㎡。畑、2筆67㎡。登記地目田、現況地目畑、624㎡。4筆、合計2,613㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は金属機械器具工具製造業の駐車場です。

譲受人は現在駐車場として利用している土地に事務所、商品展示場を建築するため、従業員の駐車場が不足することから、申請地を駐車場として利用したいと言うもの。譲渡人は仕事が遠方で耕作ができないことや、高齢で耕作できないことから譲受人の要望に応えると言うものです。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

12月18日に現地確認をしたところ、田及び畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

以上、所有権移転に関するもの15件、使用貸借権設定に関するもの3件、賃貸借権設定に関するもの3件、合計21件につきましてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第3号について質疑のある議員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）他に質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第3号の21件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することとします。

続きまして議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は14ページからになります。

1番の案件 位置図は30ページになります。申請地は緑ヶ丘中学校の東約270mに位置する登記地目田、現況地目畑一部雑種地、295㎡。変更内容は事業計画者と転用目的の変更です。

当初事業計画者は平成8年4月16日に駐車場として5条許可を受けたが、整地費用が賄えず、計画が頓挫してしまいました。そのため転用が出来ていないと言う状況です。変更後の事業計画者

は現在住んでいるアパートが手狭になったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建設したいと言うものです。

1 2月18日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であることを確認しています。

申請地は都市計画法の用途地域のため、第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は31ページになります。申請地は東海北陸自動車道関ICの南東約350mに位置する登記地目田、現況地目雑種地、446㎡。変更内容は転用目的の変更です。

当初事業計画者は平成30年4月27日にスクラップ置場として5条許可を受けたが、工場が手狭になったことから工場を建設したいと言うものです。

1 2月18日に現地確認をしたところ、雑種地であることを確認しています。

申請地は都市計画法の用途地域のため、第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断します。

以上、事業計画変更2件につきましてご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号、事業計画変更申請において補足説明のある委員は挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第4号について質疑のある議員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第4号の2件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することとします。

○議長（野村茂君）次に議案第5号 農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は15ページからになります。

賃貸借権の設定に関するものについて、新規が11件、更新が12件。使用貸借権設定に関するものについて、新規が5件、合計28件。地目は田28筆、50, 268㎡。地区は、武芸川町跡部、武芸川町谷口、武芸川町宇多院、広見、黒屋、東本郷の6地区。権利の設定を受けるものは、有限会社むげがわ農産、他です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第5号について質疑を行います。質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

○15番（土屋尊史君）11番と12番の地番が同じで面積は違っていますが、同じ地番で面積が違うのはおかしいのではないですか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）確認します。

○15番（土屋尊史君）行う事に反対はしませんが、出すなら直しておいて欲しいと思います。

○事務局課長補佐（小石隆之君）農林課からデータを頂いて議案を作成しておりますが、筆は別々の筆でありますので、確認して修正させていただきます。申し訳ありません。

○議長（野村茂君）ただいま土屋委員から指摘ありました件につきましては、確認していただくようお願いいたします。

○議長（野村茂君）他に質疑のある議員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) 全員挙手のため、議案第5号農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

続きまして、議案第6号森林法第25条に基づく保安林指定をするため、地目が農地である土地に関する地目認定について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第6号 地目が田・畑であって現況が森林である土地の保安林指定について。登記上の地目が田・畑であって、現況が森林である土地に関する保安林指定について、令和元年12月11日付け中農林第1178号の2により中濃農林事務所長から協議があったので意見を求めます。議案は18ページ、19ページになります。

今回、保安林指定をするにあたり、現況が森林であることが保安林に指定するために必要であることから、承認を求めると言うものです。所在地は板取岩本地区にある3筆、登記地目畑、1,011㎡でございます。

12月12日に現地確認をしたところ、既に山林となっていることを確認しています。

以上、保安林指定をするために畑から山林への土地の地目認定について、ご審議をお願いします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。議案第6号について質疑を行います。質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(発言なし)

○議長(野村茂君) 質疑もないようですので、これより採決します。議案第6号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) 全員挙手のため、議案第6号、森林法第25条に基づく保安林指定をするための申請地目の地目認定について、現況地目は山林であると回答することといたします。

○議長(野村茂君) 続きまして関農委第1号、についてご審議をいただきますが、そのまえに事務局から審議を頂く趣旨について説明をさせていただきます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 今回の農業委員会総会に提出させていただきました決議(案)について、簡単に説明させていただきます。

本日、次第とともに配布させていただきました農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)についてですが、この件につきましては昨年12月の農業委員・推進委員さんとの合同会議の中ですでにお話をさせていただきました案件になります。

昨年度、他県ではありますが収賄容疑等で農業委員会関係の会長等が逮捕されるという不祥事がありました。行政委員会である農業委員会につきましては法令等を守っていただきまして、公平・構成的な職務遂行に努めていただくという事で、今回このような決議案を提出させていただきました、みなさんで図って頂きたいと言うものです。

本日お配りしました、決議案の中に農業委員会法第31条や第33条と言うものがあります。第31条は議事参与の制限と言う事で、農業委員会の委員は自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については参与する事が出来ない。第33条につきましては、会長は農林水産省令に定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネット等の利用、その他の適切な方法により公表をしなければならない。と言う事で、岐阜県農業会議より各県内の農業委員会でこう言ったものを決議していただいて、議事録に挙げていただきたいと言うことです。全国的に北海道から沖縄まで全国農業会議から話があったと言うことで決議案をあげさせていただきました。

以上です。よろしくをお願いします。

議長(野村茂君) それでは議案の案件について審議をお願いしたいと思います。関農委第1号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について、を議題とします。本件は安田職務代理が説明を致しますのでよろしくお願ひいたします。

○職務代理(安田孝義君) ご指名をいただきましたので、関農委第1号決議案を朗読いたしまして、議案の説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

関農委第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)

(朗読)

○議長(野村茂君) 決議案の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある委員さん

は挙手にて発言をお願いします。

○15番（土屋尊史君）二行目にあります農地利用の最適化の所を適正化と読んでみえたので、直して再度読んでいただきたいと思います。言ってみえる事と書いてある事が違うと意味が違ってしまうので。

○職務代理（安田孝義君）農地利用の最適化です。

○15番（土屋尊史君）はい。それで結構です。

○議長（野村茂君）他に質疑のある委員さんはみえませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）に異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員の挙手をいただきました。関農委第1号は原案のとおり可決されました。

○職務代理（安田孝義君）可決されましたので、両カッコ案を消してください。

○議長（野村茂君）審議いただきましてありがとうございます。本日の議案につきましては、全て終わりました。どうもありがとうございました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）次回の農業委員会総会ですが、2月6日木曜日、午前10時から予定しております。出席のほどよろしくお願ひいたします。

二点目ですが、令和元年度の地域別農業委員・最適化推進委員会の研修会の開催が岐阜県農業会議からありました。今回岐阜会場と関会場とのことで、地元関市にて開催されます。期日につきましては1月21日、火曜日の13時30分から16時30分の3時間です。大変お忙しい時期ですが、参加をお願いします。また、出欠の報告を頂けるとありがたいと思います。今回の研修は今までの研修と少し変えられまして、全体研修会は対象地域の農業委員さん全員受けられる、後半部分については先進地の事例報告会が高山と恵那の中間管理機構や農業集積集約の活動についての報告、プラス、コーディネーター研修会と言うことで、地域における話し合いの進め方、いわゆる司会進行と言うわけではありませんが、コーディネーターの研修会を同時に行うと言うことで、2パート、ご検討をお願いします。以上になります。

○1番（安田美雄君）21日は都合が悪いので、20日の岐阜会場に出席してもよろしいですか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）分かりました。事務局から連絡をさせていただきます。事例研修とコーディネーター研修のどちらを受けられますか。

○1番（安田美雄君）事例研修をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）それでは事例研修で連絡させていただきます。

○4番（佐藤平和君）雑談ですがよろしいでしょうか。保安林の指定を解除するのは非常に難しいと聞いておりますが、この前、畑に木が生えているから保安林にすると言う案でしたが、所有者の承諾があるのでしょうか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）承諾がないとできません。県の工事関係で、どうしても保安林にしないと工事が出来ないと言う事で、所有者が自分の所の土地なので所有者がダメと言われると県の工事が出来ないの、承諾はあります。

○4番（佐藤平和君）保安林を解除する場合は農地転用より難しいと聞いておりますが、全くできないのでしょうか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）保安林に関しては知識がないので、分かりませんので林務の担当に聞いておきます。簡単には外せない聞いております。

伐採届なども自分の山だからと言って、木を簡単には切れないのでいろいろと縛りがかかっているみたいです。

○職務代理（安田孝義君）1時間余に渡りご審議を頂きましてありがとうございます。これをもちまして総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午前11時12分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

_____ 印

8番

_____ 印

9番

_____ 印